一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（移動平均法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格基づく時価法

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･････････リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 　投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。但し、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

2 重要な会計方針の変更等

⑴　 会計方針の変更

該当なし

⑵ 　表示方法の変更

該当なし

⑶　 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

⑴ 主要な業務の改廃

該当なし

⑵ 組織・機構の大幅な変更

該当なし

⑶ 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

⑷ 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

　⑴ 保証債務及び損失補償債務負担の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体(会計)名 | 確定  債務額 | 履行すべき額が確定していない  損失保証債務等 | | 総額 |
| 損失補償等引当金計上額 | 貸借対照表  未計上額 |
| 公営企業債等繰入見込額 | - | - | 664,529千円 | 664,529千円 |
| 組合負担等見込額 | - | - | 3,940,318千円 | 3,940,318千円 |
| 計 | - | - | 4,604,847千円 | 4,604,847千円 |

　⑵　係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

　⑴ 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公共用地先行取得事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 実質赤字比率 | - |
| 連結実質赤字比率 | - |
| 実質公債費比率 | 8.9％ |
| 将来負担比率 | 55.5％ |

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度の支出予定額

　　　　該当なし

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【一般会計】 | 一般管理費 | 4,730 | 千円 |
| 【一般会計】 | 財産管理費 | 113,969 | 千円 |
| 【一般会計】 | 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費 | 317,758 | 千円 |
| 【一般会計】 | 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 | 85,124 | 千円 |
| 【一般会計】 | 農地費 | 1,417 | 千円 |
| 【一般会計】 | 浸水対策費 | 75,692 | 千円 |
| 【一般会計】 | 都市計画総務費 | 63,380 | 千円 |
| 【一般会計】 | 街路事業費 | 172,031 | 千円 |
| 【一般会計】 | 土地区画整理費 | 78,000 | 千円 |
| 【一般会計】 | 学校建設費 | 990 | 千円 |
| 【一般会計】 | 学校管理費 | 35,885 | 千円 |

⑵ 貸借対照表に係る事項

① 　売却可能資産の範囲及び内訳

ア 　範囲

令和4年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ　 内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | | 評価方法 |
| 木製両袖机等 | 500 | 千円 | 売却額 |
| 土地（交野市神宮寺376番1） | 62,102 | 千円 | 売却額 |
| 土地（交野市森南一丁目421番6、7、9） | 27,340 | 千円 | 売却額 |

②　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に　含まれることが見込まれる金額 　　19,147,370千円

③　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりで

|  |  |
| --- | --- |
| 標準財政規模 | 16,190,465千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 1,632,909千円 |
| 将来負担額 | 43,076,528千円 |
| 充当可能基金額 | 8,225,505千円 |
| 特定財源見込額 | 8,198,908千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 18,568,458千円 |

す。

④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

159,442千円

⑶　純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑷　資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支（プライマリーバランス）1,058,372千円

②　既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書 | 31,712,690千円 | 31,103,050千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 257,104千円 | 257,104千円 |
| 資金収支計算書 | 31,969,794千円 | 31,360,154千円 |

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（公共用地先行取得事業特別会計）の分だけ相違します。

③　一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 　　　2,600,000千円

一時借入金の利子額 　　　　　　　　0千円

④　重要な非資金取引

該当なし